

# 金銭・有価証券の預託、記帳及び振替に関する契約のご説明

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。)

この書面には、有価証券の売買等に必要な金銭・有価証券の預託及び振替を行っていただく上での留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

- 当社では、お客様から有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預りし、法令に従って当社の財産と分別して管理いたします。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当社の財産と分別し、記帳及び振替を行います。

## 手数料など諸費用について

### ◎口座管理料について

- ・ 株式、出資証券及び優先出資証券を当社の口座でお預りする場合には下記の口座管理料を頂戴いたします。
- ・ 上記のほか、外国証券（外国投資信託を除きます）及び株式累積投資に係る取引により取得した株式等を当社の口座でお預りする場合には下記の口座管理料を頂戴いたします。
- ・ 「eメンバー」のお申込等により無料となる場合があります。
- ・ 上記以外の有価証券や金銭のお預りについては、料金を頂戴しません。

＜税込＞

	料金 (年間)	【割引サービス】 3年分一括前払い
国内株式、出資証券 及び優先出資証券 <small>(※1)</small>	1,650円 <small>(※3)</small>	3,960円 <small>(※4)</small>
外国証券 <small>(※1、2)</small>	3,300円	7,920円
株式累積投資	3,300円	—

※1：法人のお客様は、国内株式、出資証券、優先出資証券及び外国証券の口座管理料は頂戴しません。

※2：個人のお客様は、ユーロ円建て債券のお預りにつきましては、口座管理料は頂戴しません。

※3：既に口座をお持ちの個人のお客様で、証券総合サービスにお申込みいただいていない場合、3,300円（税込）となります。

※4：既に口座をお持ちの個人のお客様で、証券総合サービスにお申込みいただいていない場合、7,920円（税込）となります。

## ◎預替手数料について

- ・(株)証券保管振替機構を通じた当社以外の証券会社等への株式等（転換社債型新株予約権付社債、優先出資、投資口、受益権、外国証券を含みます）の預け替えにおきましては下記の預替手数料を頂戴いたします。

1 銘柄につき

<税込>

単元株数	手数料
1 単元	1,100 円
1 単元以上 11 単元未満	1,100 円+1 単元毎に 550 円
11 単元以上	一律 6,600 円

- ・最低預替手数料は 1,100 円（税込）とします。
- ・複数の銘柄を預け替える場合、銘柄毎の単元株数に応じた預替手数料を頂戴いたします。
- ・転換社債型新株予約権付社債の場合、最低額面を 1 単元、単元株制度のない株式等（優先出資、投資口、受益権、外国証券を含みます）の場合、金融商品取引所が定める売買単位を 1 単元として計算します。
- ・当社が代理人（復代理人）とならない公開買付けに応募するため代理人（復代理人）である当社以外の証券会社等へ預け替えを行う場合等、預替手数料を頂戴しないことがあります。
- ・法人のお客様は、預替手数料は頂戴しません。

## この契約は、クーリング・オフの対象にはなりません

- ・この契約に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6（書面による金融商品取引契約の解除条項）の規定の適用はありません。

## 金銭・有価証券等の預託、記帳及び振替に関する契約の概要

当社では、お客様から有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預りし、法令に従って当社の固有財産と分別して管理いたします。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当社の固有財産と分別して記帳及び振替を行います。株式、出資証券、優先出資証券、外国証券（外国投資信託を除きます）をお預りする場合は、口座管理料が必要となります。

## 当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社では、お取引口座を設定していただいた上で、有価証券の売買等の注文を受付けております。

## この契約の終了事由

当社の総合取引約款又は保護預り・振替決済口座管理約款、外国証券取引口座約款等に掲げる事由に該当した場合（主なものは次のとおりです）は、この契約は解約されます。

- お客様から解約の申し出があった場合
- この契約の対象となる口座残高が無い状態で相当の期間を経過した場合
- お客様が当社の約款の変更に同意されない場合